令和４年１０月１１日

郡市区等医師会長　殿

一般社団法人大阪府医師会
会長　高　井　康　之
（公印省略）

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置について

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しにつきましては、令和４年８月２９日付け「後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る医療機関向けの周知事項について」等により、ご連絡申し上げているところであります。

後期高齢者医療制度については、必要な配慮措置（外来受診において、施行後３年間、１か月の負担増を最大でも 3,000 円とする措置）を設けつつ、一定以上の所得を有する方の医療費の窓口負担割合を２割とし、令和４年 10 月１日より施行されるものであります。

ご承知のとおり、配慮措置は、１か月の外来の診療報酬点数の合計が 3,000 点超から 15,000 点までの場合に適用され、3,000 点までは、診療の都度、診療報酬点数の「２割負担」を徴収することになります。3,000 点の場合は２割負担の 6,000 円を徴収します。3,000 点を超えると、その月の診療報酬点数の「1 割負担と 3,000 円を合わせた金額」を 1 円単位で徴収します。前日までにその月の診療日がある場合は、「前日までに徴収した金額との差額」を徴収することになります。15,000 点以上は高額療養費となり、「18,000 円」を徴収します。

また、公費負担医療及び特定疾病療養（マル長）については、すでに制度ごとに別の上限等が設けられていることから、同一の医療機関の受診であっても、窓口での配慮措置の対象とはならない取扱いとなります。

公費負担医療等は、窓口での配慮措置の対象とはなりませんが、この場合も、保険者において１か月の外来での自己負担額を合算し、後日、１か月の負担増を 3,000 円までに抑えるための差額を払い戻します。

【手書きレセプトで請求されている医療機関】については、配慮措置に係る事務処理が行えない場合は、配慮措置の対応をすることなく、当該患者に対しては窓口において２割負担を徴収することができます。このような対応を行う場合には、診療報酬請求書及び診療報酬明細書の双方の上部余白に「２割」と朱書きで記載をするとともに、患者に対して配慮措置の対応を行わない旨を周知するため、院内掲示等が必要となります。

今回の窓口負担割合の見直しに伴う窓口負担について、下記のとおり、改めてお知らせいたします。

記

◇後期高齢者医療の窓口負担について

（１） １割負担および３割負担の場合

診療報酬点数の１割または３割を１０円単位で徴収する。

※ 高額療養費に該当する場合は、１円単位で徴収する。

（２） ２割負担の場合

・１か月の外来の診療報酬点数の合計が 3,000 点までの場合は、
診療報酬点数の２割を１０円単位で徴収する。

・１か月の外来の診療報酬点数の合計が 3,000 点超から 15,000 点までの場合は、
「配慮措置」の適用となります。

①１か月の外来の診療報酬点数の合計を計算し、

②その月の窓口負担上限額（１割負担＋3,000 円）を計算したうえで、

③その月の窓口負担上限額（１割負担＋3,000 円）から

「前回の診療までの窓口負担額の合計」を引いた金額を１円単位で徴収する。

・１か月の外来の診療報酬点数の合計が 15,000 点以上の場合は 18,000 円を徴収する。

Ⅱ．窓口負担割合が２割となる方には、負担を抑える配慮措置があります

配慮措置の概要

- 令和４年10月１日から令和７年９月30日までの間は、２割負担となる方について、１か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外です）。
- 具体的には、１割負担の場合と比べたときの１か月分の負担増が最大3,000円となるように、窓口負担上限額を「１割負担＋3,000円」※1又は「18,000円」※2のいずれか低い額とします。

※1　6,000円＋（医療費－30,000円）×0.1

※2　通常の高額療養費制度における２割負担対象者の外来医療での自己負担上限額（通常の外来上限）

外来医療費全体額	１ヶ月の外来の診療報酬点数（合計）	窓口負担額（合計）
～3万円	～3,000点	２割負担
3万円～15万円	3,000～15,000点	１割負担＋3,000円
15万円～	15,000点～	18,000円

配慮措置の対象となり、窓口負担が抑えられます。

通常の外来上限額が適用され、窓口負担が抑えられます。

例：１か月の外来医療費全体額が**50,000円**の場合

窓口負担割合１割のとき　①	5,000円
窓口負担割合２割のとき　②	10,000円
負担増　③（②－①）	5,000円
窓口負担増の上限　④	3,000円
払い戻し等　（③－④）	2,000円

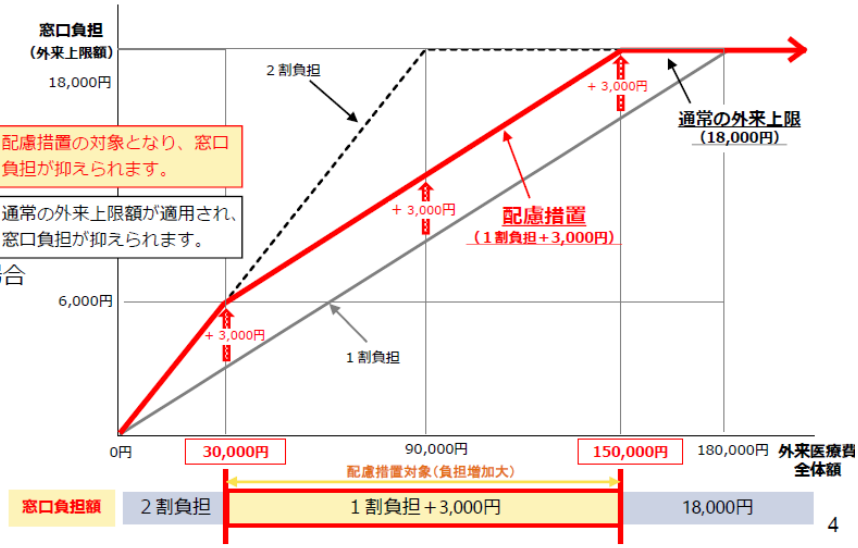

医療機関・薬局等での計算イメージ

計算方法（再掲）

２割負担の方については、診療日ごとに

① **その月の外来の診療報酬点数の合計を計算**し

② **配慮措置の対象になる場合**（１か月の外来の診療報酬点数の合計が3,000点～15,000点）、**配慮措置によるその月の窓口負担上限額（１割負担＋3,000円）を計算**した上で

③ **前回の診療までの窓口負担額の合計と②の差額が、その日に徴収する窓口負担額**になります

外来医療費全体額	１ヶ月の外来の診療報酬点数（合計）	窓口負担額（合計）
～3万円	～3,000点	２割負担
3万円～15万円	3,000～15,000点	１割負担＋3,000円
15万円～	15,000点～	18,000円

≪診療日ごとに必ず計算してください≫

○月	その日の診療	①○月の外来の診療報酬点数（合計）	②○月の窓口負担の上限額	③その日に徴収する窓口負担額
A日	2,500点（25,000円）	2,500点（25,000円）	―	5,000円
B日	1,000点（10,000円）	3,500点（35,000円）	6,500円 ※配慮措置 １割負担＋3,000円	1,500円
C日	1,000点（10,000円）	4,500点（45,000円）	7,500円 ※配慮措置 １割負担＋3,000円	1,000円
D日	11,000点（110,000円）	15,500点（155,000円）	18,000円 ※外来上限額	10,500円

B日の計算方法

①同日時点のその月の外来の診療報酬点数は、2,500点＋1,000点＝**3,500点**
②配慮措置対象なので、配慮措置による上限額は、１割負担（3,500円）＋3,000円＝**6,500円**
③その日に徴収する窓口負担額は、6,500円－5,000円＝**1,500円**

C日の計算方法

①同日時点のその月の外来の診療報酬点数は、3,500点＋1,000点＝**4,500点**
②配慮措置対象なので、配慮措置による上限額は、１割負担（4,500円）＋3,000円＝**7,500円**
③その日に徴収する窓口負担額は、7,500円－6,500円＝**1,000円**

※配慮措置は高額療養費として支給されるため、配慮措置が適用される場合の窓口負担額は１円単位での計算となります（ｐ８参照）。

7

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

担当事務局：大阪府医師会保険医療課　電話 06-6763-7001